

福井大学大学院医学系研究科博士論文審査実施要項

平成 30 年 1 月 23 日
医学系研究科長裁定

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要項は、福井大学学位規程（平成 16 年規程第 30 号。以下「規程」という。）第 31 条の規定に基づき、博士の学位に係る学位論文審査の実施に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 博士課程修了による学位論文審査の出願

(出願者の資格及び提出期限)

第 2 条 規程第 3 条第 2 項の規定による学位論文審査を願い出ることができる者は、福井大学大学院医学系研究科博士課程（以下「博士課程」という。）の最終学年（福井大学大学院学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 38 条ただし書の規定に該当する場合を含む。）に在学し、所定の単位を修得した者で、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。

2 規程第 14 条第 1 項の提出期限は、修了予定日の 3ヶ月前とする。この場合において、指導教員が認めるときは、提出期限を猶予することができる。

(出願のための提出書類等)

第 3 条 規程第 14 条第 1 項に規定する提出書類の様式及び部数は、次の各号に掲げるとおりとし、提出する際には、指導教員の承認を得るものとする。

- | | |
|----------------------------------|------|
| (1) 学位論文審査願（別紙様式第 1 号） | 1 部 |
| (2) 論文目録（別紙様式第 3 号） | 4 部 |
| (3) 学位論文 | 4 部 |
| (4) 学位論文の要旨（別紙様式第 4 号） | 50 部 |
| (5) 雑誌の投稿規定 | 1 部 |
| (6) 履歴書（別紙様式第 6 号） | 1 部 |
| (7) 研究業績（別紙様式第 8 号） | 4 部 |
| (8) 博士論文のインターネット公表確認書（別紙様式第 9 号） | 1 部 |
| (9) 非公表申請書（別紙様式第 10 号） | 1 部 |
| (10) 論文剽窃チェック結果の判定通知書（写） | 1 部 |

必要に応じて以下を提出

- | | |
|---------------------------------------|-------------------|
| (11) 参考論文 | 各 4 部 |
| (12) 共著者同意書（別紙様式第 5 号）（原本 1 部、複写 3 部） | 4 部（学位論文が共著論文の場合） |
| (13) 掲載予定証明書 | 1 部（学位論文が未公表の場合） |
| (14) 在留カード（写） | 1 部（外国人の場合） |

第 3 章 学位論文提出による学位の申請

(申請者の資格)

第 4 条 規程第 3 条第 3 項の規定による学位の授与を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別に定める外国語試験に合格した者とする。

- (1) 博士課程に 4 年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者（以下「単位修得退学者」という。）ただし、第 2 第 2 項後段の提出期限の猶予願いを提出し退学した者を除く。
 - (2) 大学の医学部又は歯学部を卒業した者で、基礎医学においては 5 年以上、臨床医学においては 6 年以上の研究歴を有するもの
 - (3) 前号の学部以外の学部の卒業者又は大学卒業者と同等以上の学力があると認められる者で、前号にそれぞれ 2 年を加算した研究歴を有するもの
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の研究歴とは、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 大学の医学部又は歯学部の専任職員として研究に従事した期間
 - (2) 大学院の医学研究科又は歯学研究科を退学した者の場合は、大学院に在学した期間
 - (3) 大学の研究生、専攻生等として医学又は歯学の研究に従事した期間

- (4) 医学系研究科博士課程委員会（以下「博士課程委員会」という。）が権威あると認める研究機関において、専任職員として医学又は歯学の研究に従事した期間
- (5) 大学の附属病院又は博士課程委員会がこれに準ずると認める医療機関において、医員、医員（研修医）等として研究に従事した期間
- (6) 博士課程委員会が前各号と同等以上と認めるもので、医学又は歯学若しくはこれらに関連する分野の研究に従事した期間
（申請のための提出書類等）

第5条 規程第14条第2項に規定する提出書類の様式及び部数は、次の各号に掲げるとおりとし、提出する際には、指導教員の承認を得るものとする。

- | | |
|---------------------------------|-----|
| (1) 学位申請書（別紙様式第2号） | 1部 |
| (2) 論文目録（別紙様式第3号） | 4部 |
| (3) 学位論文 | 4部 |
| (4) 学位論文の要旨（別紙様式第4号） | 50部 |
| (5) 雑誌の投稿規定 | 1部 |
| (6) 履歴書（別紙様式第6号） | 1部 |
| (7) 研究歴証明書（別紙様式第7号） | 1部 |
| (8) 研究業績（別紙様式第8号） | 4部 |
| (9) 大学卒業証明書 | 1部 |
| (10) 外国語試験合格証明書 | 1部 |
| (11) 博士論文のインターネット公表確認書（別紙様式第9号） | 1部 |
| (12) 非公表申請書（別紙様式第10号） | 1部 |
| (13) 論文剽窃チェック結果の判定通知書（写） | 1部 |

必要に応じて以下を提出

- | | |
|---------------------------------|------------------|
| (14) 参考論文 | 各4部 |
| (15) 共著者同意書（別紙様式第5号）（原本1部、複写3部） | 4部（学位論文が共著論文の場合） |
| (16) 掲載予定証明書 | 1部（学位論文が未公表の場合） |
| (17) 在留カード（写） | 1部（外国人の場合） |

（学位論文審査手数料等）

第6条 規程第14条第2項の学位論文審査手数料（以下「手数料」という。）は、国立大学法人福井大学における授業料その他の費用に関する規則（平成28年福大規則第30号）に定める金額とし、学位論文受理決定後に財務部経理課に納入しなければならない。

2 単位修得退学者が、退学後1年以内に学位論文を提出する場合には、手数料を免除することができる。

第4章 学位論文

（学位論文）

第7条 規程第14条第1項及び第2項の規定により提出する学位論文は、原則として単著とする。ただし、学位論文が共著の場合は、次の各号に掲げる条件を満たしているものとする。

- (1) 学位論文提出者は、筆頭著者であること。
- (2) 学位論文提出者は、他の共著者から当該論文を学位論文として使用しても差し支えない旨の承諾を得ていること。
- (3) 学位論文提出者は、他の共著者が当該論文を学位論文として使用しない旨の承諾を得ていること。
- (4) 学位論文提出者は、その研究において自ら担当した部分を和文による論文形式でまとめた報告書を作成し、その報告書に、研究及び学位論文作成において中心的な役割を果たしたことを明確に記載すること。

2 前項の学位論文は、審査のある学術誌に公表された論文とする。なお、この場合において、審査のある学術誌に公表が予定されているときは、当該編集委員会等の掲載予定証明書により公表論文とみなすものとする。

3 第1項の学位論文は、初回投稿前に剽窃チェックを受け、「修正不要」の判定を受けた論文

であること。ただし、やむを得ない事情と認められた場合は、この限りではない。

第5章 学位論文の審査等

(資格等審査)

第8条 医学系研究科博士課程小委員会（以下「博士課程小委員会」という。）は、学位論文提出者の次に掲げる事項について資格等審査を行うものとする。

(1) 博士課程修了による学位論文審査願出の場合

- ア 在学年数
- イ 単位修得状況
- ウ その他必要と認める事項

(2) 学位論文提出による学位申請の場合

- ア 研究歴
- イ 外国語試験合格の有無
- ウ その他必要と認める事項

(学位論文の受理)

第9条 医学系研究科長は、博士課程小委員会の資格等審査の報告に基づき、博士課程委員会の議を経た上で学位論文を受理する。

(審査委員会の構成)

第10条 規程第18条第1項に規定する審査委員会は、博士課程委員会委員3名で構成する。

2 前項に規定する審査委員会は、博士課程委員会において連記無記名投票により選出された2名及び指導教員1名で構成する。

3 前項の審査委員会は、博士課程委員会で選出された2名の委員のうち委員の互選により1名を主査とし、他の2名を副査とする。

(審査基準)

第11条 審査委員会は、論文内容の独創性、先進性及び信頼性等の観点から博士の学位にふさわしいものであるかを審査する。

(最終試験及び学力の確認)

第12条 審査委員会は、規程第19条に規定する最終試験または学力の確認を行うものとする。

(公開発表会)

第13条 審査委員会は、学位論文審査の過程において、学位論文についての公開発表会を開催するものとする。

(学位論文審査等の報告文書)

第14条 規程第21条の規定により審査委員会が博士課程委員会に報告する文書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学位論文審査の結果の要旨（別紙様式第11号）
- (2) 博士課程修了による学位論文の審査にあつては、最終試験の結果の要旨（別紙様式第12号）
- (3) 学位論文提出による学位論文の審査にあつては、学力の確認の結果の要旨（別紙様式第13号）

(学位授与予定者の決定)

第15条 博士課程委員会は、規程第22条の規定により、前条の審査委員会による報告に基づき、学位を授与すべきか否かを審議し、単記無記名投票により議決するものとする。

2 医学系研究科長は、規程第23条の規定により、前項で議決された者を学位授与予定者として学長へ報告する。

第6章 雑則

(雑則)

第16条 この要項に定めるもののほか、学位論文審査の実施に関し必要な事項は、博士課程委員会の議を経て、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

なお、福井大学大学院医学系研究科博士論文審査実施要項（平成28年4月1日学長裁定）は廃止する。

附 則

この要項は、令和元年11月26日から施行し、令和元年10月1日から適用する。